

## 第5章 高齢者の保護

### 1 高齢者と養護者の分離による保護

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、重大な結果を招くおそれが見られる場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

これにより、高齢者の安全が脅かされることを危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことや、一時的に介護負担等から解放されることで、養護者も落ち着くことが可能になる等、支援を開始する動機付けにつながる場合もあります。

#### ア 対応体制

事案によっては、可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

#### イ 保護（分離）の手段

虐待を受けた高齢者を保護（分離）する手段として、契約による介護保険サービスの利用（短期入所、施設入所等）、区市町村による措置（やむを得ない事由による介護老人福祉施設や短期入所系サービスへの措置、養護老人ホームへの措置等）、医療機関への一時入院、区市町村独自事業による一時保護等の方法が考えられます。

高齢者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護（分離）する手段を検討することが必要となります。

〔図表5-1〕保護（分離）の手段の例（再掲）

対応手段	備考
契約によるサービス利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。</li> <li>ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていく等の工夫が必要</li> </ul>
緊急一時保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村が特別養護老人ホームのベッド等を確保して実施する緊急一時保護事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。</li> <li>自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。</li> <li>自立している高齢者の女性が夫から暴力を受けている等の場合は、東京都女性相談支援センターの一時保護や民間シェルターも利用することができる。</li> </ul>
やむを得ない事由による措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉法に基づく区市町村の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者について、区市町村が職権をもって介護サービスの利用に結びつけるもの</li> <li>保護（分離）の効果があるサービス種類としては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。</li> </ul>
養護老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる施設</li> </ul>
軽費老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設</li> </ul>

公営住宅入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件だが、DV等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者等、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められる。</li> <li>・ 高齢者の場合、介護保険サービス等を使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、身でも入居可能（東京都では60歳以上で単身入居可能）</li> </ul>
保護命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）。</li> </ul>
民事保全家による接近禁止仮処分の申立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護者支援を行っても虐待の解消・高齢者の権利擁護が見込めず、区市町村担当所管が何度話をしても、虐待行為をやめない養護者への対応が求められる場合もあります。</li> <li>・ 養護者が本人と別に住んでいる場合、養護者が本人宅に近づけないよう、本人や成年後見人等による民事保全家上の接近禁止仮処分の申立てを行うことが可能です。</li> </ul>

## 2 区市町村による措置

高齢者虐待防止・養護者支援法第9条第2項では、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図る上で必要がある場合に、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、同法第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

区市町村が、虐待対応を行う中で、分離による高齢者の保護を必要とする場合や、高齢者がサービス利用契約を締結することが困難な状態にある場合、養護者を恐れて明確な意思を表示しない・できない状態にある場合があります。あるいは、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合や、分離後に養護者による連れ帰りのリスクが想定される場合等もあります。こうした場合、区市町村は、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るため、原則として、適切に老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等の適用を行う必要があります。

なお、高齢者虐待防止・養護者支援法第9条第2項の「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護」とあるのは、あくまでも「例示」であるため、虐待対応として保護（分離）が必要な場合には、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等の、区市町村による措置を行うべきことが定められています。

## (1) やむを得ない事由による措置の活用についての基本的な考え方

やむを得ない事由による措置については「措置で対応する前に契約によるサービス利用調整を行う」、「措置は家族関係を悪化させ、後のフォローが大変である等の理由により措置では対応しないようにしている」等、区市町村によって対応が異なる場合があります。

しかし、「やむを得ない事由による措置」は、虐待等の事案において、高齢者の福祉を図るための制度であることから、適切な判断基準のもとで、必要な場合には手続きを踏んで有効に活用していくことが求められます。このため、制度を適切に活用するためのルール化を図るとともに、措置の手続を担当する部署との連携はもちろんのこと、日頃から施設や介護保険サービス事業者との協力関係を築いておくことが必要です。

【図表5-2】「やむを得ない事由による措置」について

老人福祉法上、市町村は職権による措置（やむを得ない事由による措置）を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかと指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事案があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実施が求められるところである。したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図りたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。

資料：厚生労働省老健局，全国介護保険担当課長会議資料，2003。（平成15年9月8日）資料より

なお、「やむを得ない事由による措置」の運用に当たっては、当該高齢者の意思・意向を尊重することが必要です。

この措置が老人の福祉を図るために講ぜられるものである以上、当該措置を受ける老人の意に反する場合において、強制的に措置することはできないものである。

出典：「改訂 老人福祉法の解説」（昭和62年11月），1987，p89.

(2) やむを得ない事由による措置を行う場合（老人福祉法第10条の4又は第11条第1項第2号）

老人福祉法に規定する「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、区市町村長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。利用できるサービスは以下のとおりです。

〔図表5-3〕 やむを得ない事由による措置のサービス種類

・訪問介護	・通所介護	・短期入所生活介護
・小規模多機能型居宅介護	・認知症対応型共同生活介護	・特別養護老人ホーム
・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）（※）		

（※）介護保険法施行規則第17条の2に規定する「日常生活上の世話」としていることに留意すること

いずれの場合が老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に規定されています（特別養護老人ホームを除く。）。

高齢者虐待の事案では、やむを得ない事由により介護保険の居宅サービスの契約や申請しがたい状況に該当するとして措置が行われることが中心であると考えられますが、例えば、高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしてはいるものの、要介護認定を受け得るかどうか判断できない高齢者についても、保護（分離）が必要となる場合には適用できることを明確にしています。

〔図表5-4〕 老人ホームへの入所措置等の指針

○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日老発0331第28号）

第1 入所措置の目的

(1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

（※）「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。

(2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合（「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成18年政令）により老人福祉法施行令を改正して規定）

第2 省略

第3 入所判定委員会の設置

3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者等に対する支援等に関する法律第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとする。

なお、政令に委任していない特別養護老人ホームへの措置についても同趣旨であると解されます。

老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等に関しては、以下の項目に配慮して適切に運用します。

〔図表 5 - 5〕 老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等に関する配慮事項

- 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合等、高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行います。
- 措置の際、養護者の同意は必要とせず、措置先は養護者に伝える必要はありません。
- 本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。
- 本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

### (3) やむを得ない事由による措置活用に向けた体制整備

#### ア やむを得ない事由による措置実施の合意形成

やむを得ない事由による措置は、家族の意向等と異なる適用をせざるを得ない場合もあり、従来の措置申請から決定、サービス提供に至るプロセスとは違った体制とアプローチが必要になります。

やむを得ない事由による措置を有効に活用するためには、区市町村内部において、高齢者の権利擁護を図るために、措置を活用することについて、コンセンサスを得ておくことが実施における重要な基盤となります。幹部職員から現場の職員まで、高齢者の権利擁護のためには措置を行う場合があるとの認識を日常的に共有し、一方でこのことを住民に説明していくことも大切です。

例えば、高齢者保健福祉計画において位置付けを行ったり、予算概要等で施策として位置付けたりすることが考えられます。

#### イ 予算の確保及び決定手順の整備

措置の決定において、措置費の支弁をスムーズに行うために、予算措置を行うことが必要です。予算の裏付けを行うことで、円滑な措置の実施につながります。

措置の決定についての手順を定めておくことも重要です。このため規則・要綱等やマニュアル等の整備が望まれますが、措置の根拠自体は老人福祉法に基づくものですので、規則・要綱等がない場合でも措置の実施は可能です。

措置の決定だけではなく、支払いや徴収手続についても整理しておくことが必要です。会計部門と協議のうえ、支払関係書類等について確認しておきます。

#### ウ 措置の決定に向けて

高齢者虐待に対してやむを得ない事由による措置を適用する場合、特に虐待を行った養護者が主な介護者であるとき等は、その意に反する決定をせざるを得ないこともあります。このため、支援者による適切な状況の把握と課題分析が重要です。そして区市町村による措置決定においては、この課題分析等に基づき、必要な判断を行うこととなります。

的確な課題分析のためには、支援者を孤立させずチームで対応することが重要です。また課題分析の質を向上させるために、外部の専門家によるスーパーバイズを受けられるようにしておくことも有効です。

また、措置の実施を決定する場合、合議制を採り、その手続をあらかじめ明確にしておく必要があります。

相談窓口業務が委託となっている場合には、措置権を持つ高齢者福祉所管課や地区担当保健師等が連携して、適切な課題分析等を行うことが有効といえます。

## エ サービスの円滑な提供に向けて

区市町村の直営でサービスを提供できる場合を除き、多くの場合、措置の実施に当たっては民間の事業者措置サービスの提供を依頼することとなります。措置を行う事案の中には、サービス提供やこれに伴う家族との調整について、困難を伴うことがあると予想されることから、措置に関わる介護支援専門員やサービス提供事業者に過大な負担がかからないよう相談・助言を行うほか適宜個別ケース会議を開催する等、地域包括支援センターが、適切に支援を行っていく必要があります。

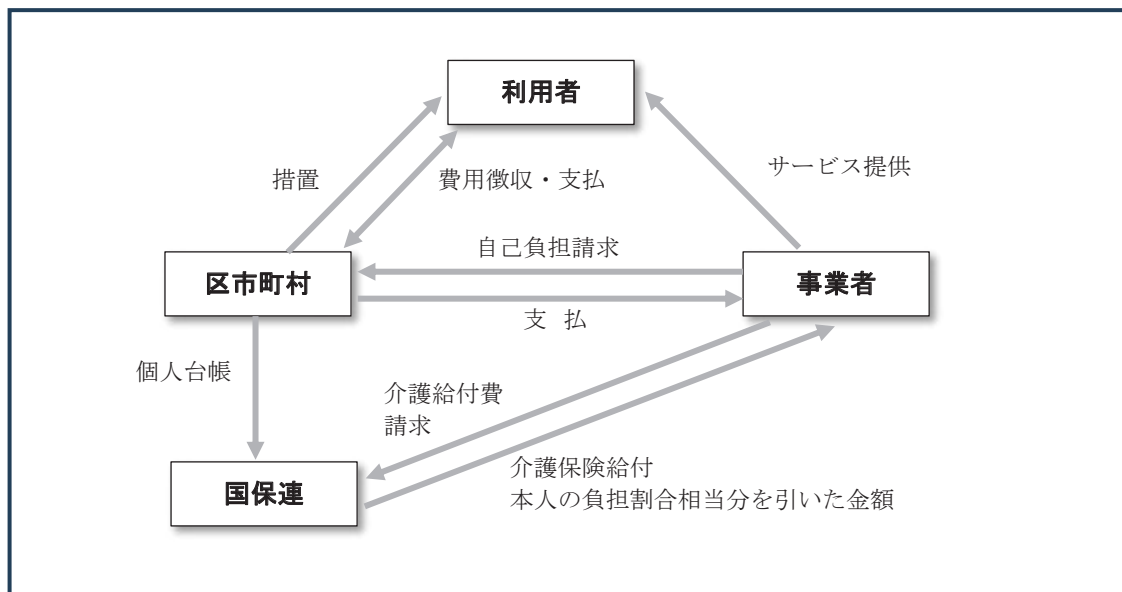
措置の業務の流れは、通常の保険給付と一部異なる場合があります。また、特別養護老人ホームの入所措置及び短期入所生活介護については、定員超過による減算の緩和措置が定められています。サービス提供の基盤を確保し、スムーズな運営を可能にするために、こうした規定や業務の流れについて、あらかじめ事業者の理解を得る努力が望まれます。

なお、上記ア～エに既述した体制整備については、老人福祉法第10条の4又は第11条第1項第2号に基づく「やむを得ない事由による措置」だけでなく、同法に規定する措置全般に係る体制を整備することが重要です。

〔図表5-6〕「やむを得ない事由による措置」と契約によるサービス利用との違い

項目	やむを得ない事由による措置	契約によるサービス利用
要介護認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に要介護認定がされていない場合、区市町村が職権により要介護認定を行う。</li> <li>・本人が医師の診断を拒否する場合等で要介護認定がでない場合でも、やむを得ない事由による措置を行うことは可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が保険者（区市町村）に要介護認定を申請</li> </ul>
サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村の委託に基づき、事業者が利用者に対してサービス提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者と事業者の契約に基づくサービス</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険を利用した措置の場合、本人の負担割合相当分を区市町村が支弁し、負担能力に応じて区市町村が本人から費用徴収する。</li> <li>・介護保険を利用できない場合の措置については、全額区市町村が老人保護措置費として支弁する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険給付は、本人の負担割合相当分を引いた金額</li> </ul>

〔図表5-7〕老人福祉法によるやむを得ない事由による措置の流れ



#### (4) やむを得ない事由による措置の実際

やむを得ない事由による措置を実際に適用している例として世田谷区の「福祉緊急対応に関する実施要綱」と葛飾区の「居宅におけるやむを得ない事由による措置」を紹介します。世田谷区の「福祉緊急対応」は、福祉セーフティネットの一環として位置付けられているため、老人福祉法に基づく福祉措置のほか、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく措置や区独自施策によるホームヘルプサービス提供等も規定されています。なお、特別養護老人ホームへの入所措置は、老人福祉法の施行規則により規定されています。

##### 〔取組事例〕福祉緊急対応に関する実施要綱（世田谷区）

###### ＜訪問による調査及び対応方針の決定＞

世田谷区では、福祉制度利用に当たり困難な状況に陥っている高齢者を確認した場合又は地域包括支援センター、民生委員等関係機関から当該高齢者の存在の通報を受けた場合、関係機関と連携・協力の上、実態把握のための訪問調査を行います。

虐待の場合、複数のスタッフにより対応を行い、虐待事実の確認、本人の意思確認、緊急性の確認等を行います。

緊急対応方針の決定は、保健福祉課長が主宰するケア会議にて行う旨が明記されています。

###### ＜措置の決定及びサービスの依頼＞

ケア会議において、措置の決定を行った場合、対象者には措置決定通知書を発行します。また措置の決定を行う際、介護保険法に規定する要介護認定を対象者が受けていない場合、職権にて要介護認定を実施します。

サービス提供事業者には、居宅サービス計画を作成した上で、サービス利用票及びサービス提供票を作成し、措置通知書とともにサービス提供事業者へ送付します。

###### ＜措置費用の負担と負担額の徴収＞

介護保険事業者は、介護報酬の9割相当を国保連に請求し、1割相当を措置費請求書、サービス提供票、サービス提供票別表写しにより区長に請求します。

対象者へのサービス状況について、介護保険事業者と連携を図りながら、給付管理を行い、サービス内容を確認します。

また区長は、被措置者の負担額の決定を行い、被措置者に納付書を送付し、負担額の徴収を行います。

###### ＜権利擁護及び関係機関との連携＞

対象者の権利擁護のために、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の活用等の相談支援を行わなければならないことが定められています。成年後見人等が選任されるまでの間、緊急的に事務管理による支援を行う必要がある場合もあります。

地域包括支援センターや民間事業者等と常に連携を図るよう、要綱にて規定し、多機関連携を促しています。

【取組事例】居宅におけるやむを得ない事由による措置（葛飾区）

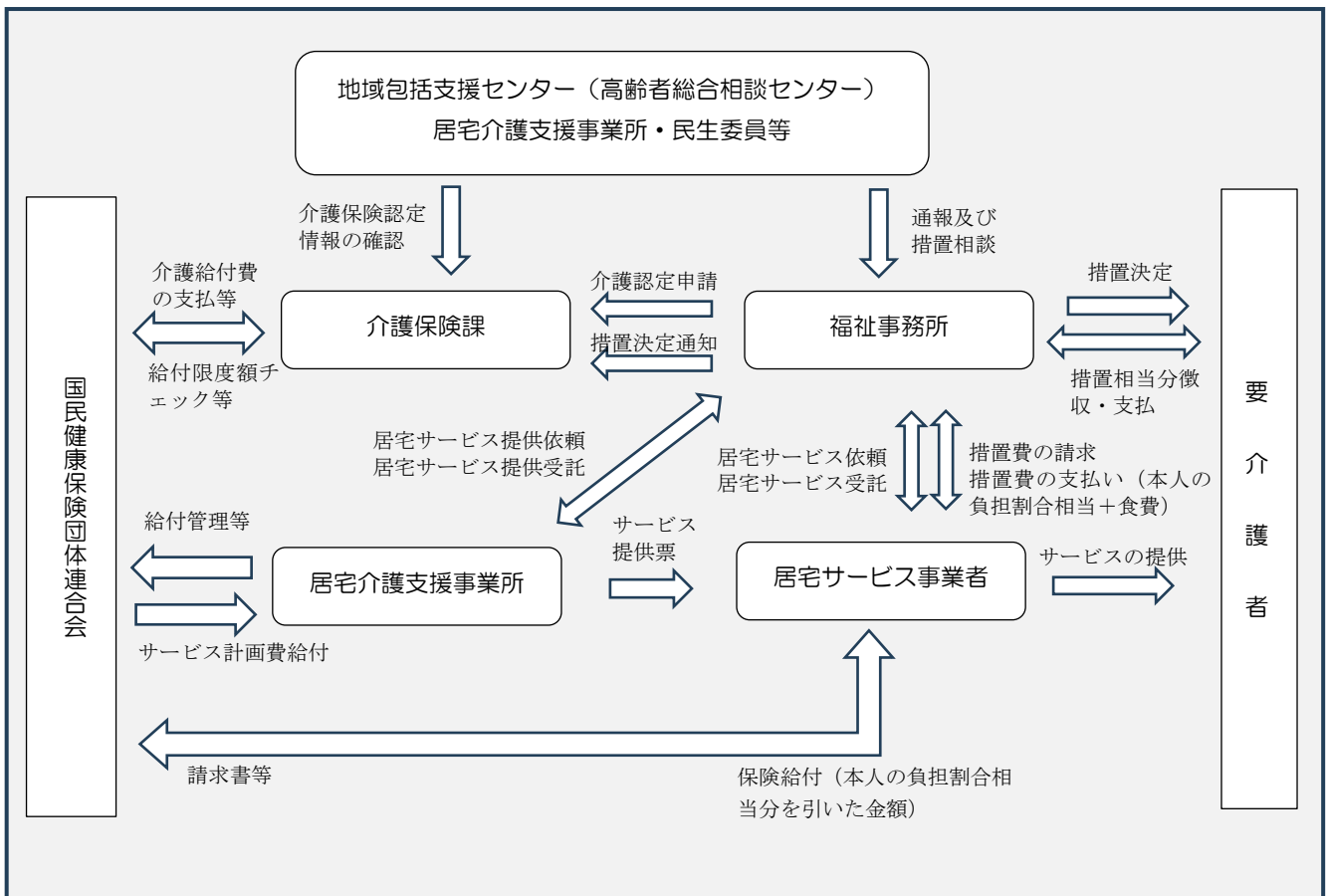
葛飾区では、特別養護老人ホームへの入所だけでなく、短期入所や認知症高齢者グループホームへの入所等の居宅系サービスについても、やむを得ない事由による措置を実施しています。

こうした居宅におけるやむを得ない事由による措置は、高齢者虐待の事案のほか、単身の認知症のある高齢者への対応が必要となる場合も多く、短期入所等についてはほとんどが、特別養護老人ホームへの措置を実施できるまでの間をつなぐ手段となっています。

また、グループホームへの措置は、区の特別養護老人ホームの優先入所基準に該当しない認知症のある高齢者の一時的な受け皿となっています。

居宅におけるやむを得ない事由による措置では、居宅介護支援事業所がケアプランを作成することが必須である等、業務の流れが特養入所とは異なることから、下図の手順を定めてやむを得ない事由による措置を実施しています。ケアプラン作成については、地域包括支援センター併設の事業所やその高齢者と以前から関わりのある介護支援専門員に対して、手続や区の方針等を丁寧に説明することで協力を得ています。

【取組事例】居宅におけるやむを得ない事由による措置の手順（葛飾区）



## (5) 区市町村による措置の活用にあたっての検討視点

区市町村による措置を適用するにあたり、下〔図表5-8〕に示す条件が重なる場合は、特に積極的に活用することが考えられます。その場合も他の手段によることができないかの検討が必要です（他の手段の例は p.136〔図表4-46〕参照）。

〔図表5-8〕 区市町村による措置の活用にあたっての検討視点

視点	具体的内容（例）
早めの対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早急に対応を行わなかった場合に、生命、身体、精神等に重要な侵害が生じる可能性が高い。</li> <li>・ 虐待が恒常化しており、軽減又は終結する見込みが全く立たない。</li> <li>・ 介護・世話の放棄・放任の場合で、介護サービス等を投入しないと本人の生活が成り立たず、本人の権利擁護に重要な問題が生じる。</li> </ul>
要介護又は要支援状態であるが、入院治療を必要としない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体上又は精神上の障害や疾病、認知症等の理由により、日常生活を営むのに支障があり、支援を要する。</li> <li>・ 介護保険の要介護認定に照らして支援を要する。</li> <li>・ 入院による治療を必要としない。</li> </ul>
介護サービスの契約利用ができない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人に判断能力がなく、代理人等もいないため、要介護認定の申請やサービスの契約ができない。</li> <li>・ 本人が何らかの理由で要介護認定の申請あるいは介護サービスの利用を拒んでいるが、本人の権利擁護のためには介護サービスの利用が不可欠である。</li> </ul>

## (6) やむを得ない事由による措置の実施後の支援

措置実施後の課題として、下〔図表5-9〕に掲げる事項が考えられます。

〔図表5-9〕 措置の実施後の現在の課題

現在の課題	現在の課題の具体的内容（例）
契約への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族等の関わりを見守りながら、契約につなげていくことが課題</li> <li>・成年後見人等をつけ、契約に切り替えることを検討</li> <li>・家族が支払いについての約束を守らないため「措置入所」となった事案で、措置費請求に対する対応を観察した上で、契約への移行を考える。</li> </ul>
成年後見制度の活用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族に疾患による心身問題があるため、任意後見契約等の利用検証</li> <li>・成年後見人等をつけても、養護者が握っている金銭を取り上げることに大混乱が予想される。</li> </ul>
養護者からの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護者が障害を持っているため、特に面会の際の対応が難しい。</li> <li>・養護者に本人の居場所を教えないようにする等の徹底した対応が求められる事案がある。</li> <li>・養護者は、本人の養護をしていたと主張し、措置を不服としている。</li> </ul>
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患等を有する家族（虐待を行った養護者含む）に対する支援（精神障害所管課等との連携による処遇）</li> </ul>
経済的虐待の再発防止や金銭管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金担保貸付金によって経済的虐待があった事案で、償還完了を機にふたたび再燃するおそれがある。</li> <li>・今後の金銭管理について、（虐待を行った養護者以外の）家族に任せるべきか、第三者の成年後見人等を選任すべきか、見極める必要がある。</li> </ul>
本人の費用負担能力について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所持金が少ないために今後の入院等の費用負担に懸念がある。生活保護を受給する場合は、関係機関と連携をとっていくことが課題となる。</li> </ul>

やむを得ない事由による措置を実施した後も、それで介入が終わりではなく、下〔図表5-10〕のような観点で事後の支援を行っていく必要があります。

〔図表5-10〕 やむを得ない事由による措置実施後の支援の観点

#### 1 契約への移行

- ・本人や家族の同意を得て契約によるサービス利用に切り替える。
- ・認知症等により本人の判断能力が欠けている場合には、成年後見制度の活用により本人意思を代理できるようにし、契約への移行を図る。

#### 2 虐待を行った養護者からの保護

- ・経済的虐待の場合や養護者と高齢者が依存関係にある等の場合は、養護者が本人の連れ戻しを図ることがあるため、居場所を伝えない、施設の対応を厳戒にする等の保護を行う。

#### 3 養護者の支援

- ・措置の実施に養護者が納得していない場合等においては、高齢者の保護（分離）によって養護者が精神的に不安定になることもあるため、養護者の支援を十分に行う。
- ・養護者からのクレーム、苦情等についても一定の方針・ルールを持って対応する。

#### 4 家族関係の再構築

- ・入所等の場合には、措置による分離で終わらせるのではなく、必要に応じ、家族関係の再構築のため、家庭生活への復帰に向けた家族関係調整が必要である。
- ・虐待を行った養護者以外の家族や別居親族からキーパーソンを探し出すなどして調整を図っていくことも可能。

### 3 養護老人ホームへの措置（老人福祉法第11条第1項第1号）

区市町村は、「65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの」を養護老人ホームに入所させる措置を、必要に応じて講じなければなりません。虐待は、「環境上の理由」の「家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合」に該当します。

養護老人ホームが所在していない区市町村であっても、他の区市町村に所在する養護老人ホームへの入所を措置することも可能ですので、養護老人ホームの設置状況等について把握しておくことが必要です。

また、養護老人ホームは、定員の20パーセントの範囲内で契約による入所も可能であることから（「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」令和元年7月2日老高発0702 第1号）、措置による入所だけでなく契約による入所についても検討することが必要となります。

〔図表5-11〕 養護老人ホームの入所措置の基準について〔参考〕

○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）（抜粋）（下線部分は「老人」を「高齢者」に置き換えて記載）

第5 老人ホームの入所措置の基準

1 養護老人ホーム

老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、高齢者を養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（1） 環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況等、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（注）法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

（2） 経済的事情については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

#### 4 養護委託による措置（老人福祉法第11条第1項第3号）

区市町村は、「養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適當であると認められるもの」の養護を「養護受託者」に委託することが老人福祉法第11条第1項第3号に規定されています。

「養護受託者」とは、「老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、区市町村が適當と認めるもの」をいい、基本的には家庭に高齢者を預かることを想定しています。

この養護委託は、「団体の長」として「社会福祉法人等の長」へ養護委託を行うことも想定されており（「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」昭和62年1月31日社老第9号）、「等」に医療法人の長も含まれると解されます。

虐待対応において、医療的処置（透析、胃ろう等）等が必要な高齢者の保護について、老人福祉法第11条第1項第2号に基づいた「やむを得ない事由による措置」は、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、保護（分離）が求められるケースにおいて受入先がない等の例がみられますが、基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行うことになります。関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関の長や老人保健施設の長等を同項第3号の「養護受託者」として対応することも考えられます。

〔図表5-12〕老人ホームへの入所措置等に関する留意事項

○老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について（昭和62年1月31日社老第9号）

第四 養護委託の際の手續等

4 団体の長への養護委託を行う場合は、前記3のほか、次の事項に留意すること。

- (1) 委託先は、社会福祉法人等とすること。
- (2) 養護受託者たる団体の長は、ボランティア等の協力を得て養護を行って差し支えないこと。

## 【取組事例】 養護委託の取組（江戸川区）

江戸川区では、老人福祉法に基づく措置として養護委託にも取り組んでおり、委託先は医療機関であればどこでも可能としています。

当初、養護委託を開始する際には、細かい進め方やルール等を整理して医師会や老健部会への周知、MSWを集めた説明会等を実施しましたが、最初から手を挙げてくれるところはなく、まずは連携が取れている介護老人保健施設と病院各1か所を中心に開始しました。当時は、措置中の高齢者の具合が悪くなって搬送されると、搬送先医療機関から支払いを聞かれていましたが、「この書類を書いてもらえれば」と依頼した結果、協力医療機関等が相当数増えていった経緯があります。

また、養護委託の際には必要となる費用（リネンの交換等）もあるため、区で作成した養護委託の要領では外部業者の利用ができる内容にしています。そこができないために委託が受けられない施設は少なくありません。

### ○江戸川区老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱（平成21年4月1日要綱57号、令和7年4月1日一部改正）（抄）

第1条～第2条（略）

（措置の内容）

第3条 区長は、対象者に対し、老人福祉法第10条の4及び第11条第1項第2号の規定に基づき、必要に応じて次に掲げる措置を行うものとする。

### ○江戸川区老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に要する費用の支弁に関する要領（抄）

（趣旨）

第1条 この要領は、江戸川区老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱（以下「要綱」という。）に要する費用支弁について必要な事項を定めるものとする。

（措置費）

第2条 要綱第3条第1項に基づく措置に要する費用は、次の各項のとおり支弁する。ただし、各項によらない費用については、区長が特に認めた場合は支弁することができる。

- 1 介護サービス費（自己負担分）
- 2 居住費・滞在費・宿泊費（自己負担分）
- 3 食費（自己負担分）
- 4 その他の入所や介護サービスに係る費用及び施設利用に係る日常生活費に関しては、次の各号に掲げるものとする。ただし、その他事業の活用により給付を受けた場合はその給付相当額を支弁する費用から除くものとする。

- |                       |           |          |           |
|-----------------------|-----------|----------|-----------|
| (1) 衣服代               | (2) おむつ代  | (3) 洗濯代  | (4) 日用品   |
| (5) 理美容代              | (6) 教養娯楽費 | (7) おやつ代 | (8) 金銭管理料 |
| (9) 施設利用に係る健康管理に必要な費用 |           |          |           |

（養護委託費）

第3条 要綱第3条第2項に基づく措置に要する費用は、前条に加えて次の各項についても支弁する。

- 1 医療費（自己負担分）
- 2 入院に係る費用及び病院利用に係る日常生活費

## 5 虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

### (1) 法的根拠

高齢者虐待防止・養護者支援法では、区市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（高齢者虐待防止・養護者支援法第10条）。

### (2) 居室の確保等

高齢者虐待防止・養護者支援法第10条に規定する「居室を確保するための措置」としては、地域によって居室の空き状況等が異なることから、各自治体の状況に応じた工夫が必要です。

なお、介護報酬の取扱いとして、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護に高齢者虐待に係る高齢者を受け入れる場合は、定員を超過した場合でも減算の対象とならないことを、区市町村が事業所に対して周知することが必要です。

※管内の施設が限られており、養護者に居場所がわかってしまう可能性がある場合、広域的な調整を行う等、都道府県の支援が求められます。

#### 【取組事例】 自立高齢者向けシェルターの確保（町田市）

町田市では、虐待被害に遭った高齢者を保護するために、集合住宅の居室1室をシェルターとして確保しています。生活用具は全て揃っており、即時に利用可能となっています。

シェルターは、おおむね自立して生活できる高齢者を対象としており、介護が必要な方には介護保険によるショートステイ等を調整しています。虐待を受けて自宅から出てきて戻る場所がない、戻りたくない、という方が突然予約もなく市役所窓口に来られることもあり、そういった方に利用していただいています。

利用料金は1日1300円、利用期間の目安は2週間程度としていますが、期間を延長することもあり、その間に居住支援法人に住居を探してもらったり、要介護度が低ければ有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用を調整したりしています。

#### 【取組事例】 虐待高齢者事案専用の一時保護居室の確保

高齢者虐待事案における一時保護用の居室を確保しています。

併せて、老人福祉法に基づく入所措置等を所管する部署において、高齢者虐待事案以外の一時保護用の居室を確保しており、高齢者虐待専用の居室が利用できない場合には担当課と相談しながら一時保護居室の使用を調整しています。

ただし、高齢者に外傷や疾患等がある場合には、医療機関の受診や入院など必要な医療を受けることを優先しています。

〔図表5-13〕高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

指定介護老人福祉施設の場合

(指定基準の取扱い)

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（抄）

第1条～第24条（略）

第25条

指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(報酬の取扱い)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）（抄）

第一（略）

第二 1 通則

(1)～(2)（略）

(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

①～④（略）

⑤災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

※各サービスにおける報酬の取扱いの根拠となる留意事項通知

(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）

(通所介護、通所リハビリテーション)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

(介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護)

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

## 6 措置による入所後の支援

老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等によって高齢者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではありません。措置入所は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段のひとつと捉え、高齢者や養護者が安心してその人らしく生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、高齢者に対する精神的な支援は非常に重要です。

特に、保護された高齢者が介護の必要がなく自立している場合は、高齢者施設の環境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題となります。可能な限り高齢者の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、高齢者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要です。

また、老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号に規定する措置等に伴い面会を制限した場合は、その解除の可否、時期等についてコアメンバー会議を開催して、定期的に検討しなければなりません。なお、成年後見人等が選定された場合、一律に契約に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要です。

この他にも、年金の搾取等、経済的虐待が行われていた場合は、口座の凍結について相談する等、関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、高齢者の年金で生活していたため収入が途絶え、生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。そのため、養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援が必要であり、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが大切です。

さらに、場合によっては生活保護等の措置が必要となる場合も考えられます。

## 7 措置の廃止

老人福祉法の規定による措置によって、施設に一時入所した高齢者の措置を廃止する例としては、以下のような場合が考えられます。支援状況のみならず、虐待の原因となる課題等の解決が図られた、又は、解決に向けて順調に支援が進められているかについても、検証しておく必要があります。

### ア 家庭へ戻る場合

関係機関等からの支援によって、養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断される場合が考えられます。しかし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への支援及び必要な手立てを講じることが求められます。なお、家庭へ戻った後、虐待が再発した場合は、再度、措置の開始が可能です。

※ 措置期間中に、関係者と情報共有を図るとともに、高齢者、養護者等と面会等を定期的に行う等の取り決めをし、家庭の生活状況、それぞれの心身状況等にも配慮し、必要に応じて社会資源情報の提供を行います。措置の廃止は、関係者を含む会議や面会状況等の情報をもとに、コアメンバー会議で検討します。高齢者、養護者等の生活状況を踏まえて段階的に措置の廃止に向けた対応を進めていくことも併せて検討します。

#### 〔図表 5-14〕在宅生活を再開する場合の留意点

- 1) 本人の意思を尊重する。本人の意思を尊重せず、無理に帰すことは適切ではない。
- 2) 虐待発生の要因の解消・軽減状況を把握する。
- 3) 虐待発生を抑制できるような支援体制が導入できているか。
- 4) 虐待が再発した際に迅速に把握できる支援体制が導入できているか。(インフォーマルサービスや地域住民等の協力も視野に入れる)
- 5) 虐待発生時やサービス・支援等を養護者が拒否した場合の対応について、あらかじめ養護者に示しておき、スムーズな支援の実施につなげる。
- 6) 支援状況を把握するためのモニタリング・評価の実施時期を決めておき、不十分な場合には支援の見直しを図る体制をつくる。

### イ 介護保険サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

養護者等からの虐待が解消し、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、本人の判断能力が不十分で、成年後見制度等により、高齢者を代理する成年後見人等によって要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合等が考えられます。ただし、前述のとおり、成年後見人等が選任された場合も一律に契約に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要です。

## 8 面会の制限と解除

高齢者虐待防止・養護者支援法では、老人福祉法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所措置と、同項第3号に規定する養護委託による措置が採られた場合、区市町村長又は養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、高齢者虐待を受けた高齢者と当該虐待を行った養護者の面会を制限することができますとされています（高齢者虐待防止・養護者支援法第13条）。

※ 保護（分離）の措置を受けた高齢者に対し、養護者からの様々なアプローチが行われると、虐待を受けた高齢者は、さらなる精神的ダメージを受けたり、養護者が高齢者を自宅に連れ帰り虐待が再発する可能性があります。また、養護者からの依頼で親族が施設に面会に訪れ、帰宅を促す等の可能性も考えられます。そのような事態に備えるため、区市町村は施設長と連携の上、高齢者虐待防止・養護者支援法第13条等に基づき面会を制限することができます。

また、施設が、自らの施設管理権に基づき面会を制限することもできます。ただし、虐待対応における施設管理権による面会制限は施設の負担となるので、注意が必要です。原則として虐待対応における面会制限は行政責任で行うことが必要です。

区市町村と施設が密接に連携し、区市町村の権限と施設管理権を活用しながら保護場所の秘匿を含め、慎重に対応します。

面会制限の要否は、虐待の内容や経過、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる高齢者の心身に与える危険性や弊害を考慮して、総合的に検討して判断します。また、面会制限の対象となる高齢者及び養護者にとっては相互に面会する利益の制約となることに鑑み、当面の面会制限の期間と定期的な評価をする時期を定め、面会制限を解除する要件や方法等を検討しておくことが必要です。

なお、高齢者虐待防止・養護者支援法第13条に基づく面会制限の決定は、行政処分に該当することから、行政手続法（平成5年法律第88号）に従った対応が必要になります。具体的には、処分の対象者である高齢者及び養護者に対して事前に「弁明の機会の付与」の手続を行う必要があります（同法第13条第1項第2号、第29条から第31条まで）。例外として、「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため」に「弁明の機会の付与」の手続を執ることができないときは、当該手続は省略することができます（同法第13条第2項第1号）。面会制限の必要性や緊急性を踏まえて、各区市町村において、「弁明の機会の付与」の手続の要否を判断します。

高齢者及び養護者には処分内容を通知するとともに、原則として、当該処分の理由を書面で具体的に示す必要があります（同法第14条第1項本文、第3項）。他方で「理由を示さないうで処分をすべき差し迫った必要がある場合」には、処分時の理由提示を省略することができますが（同法第14条第1項ただし書）、その場合であっても原則として「処分後相当の期間内」に書面で理由提示をする必要があります（同法第14条第2項、第3項）。

また、処分通知書においては、審査請求及び取消訴訟ができる旨の教示文を記載することが必要です（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条）。処分を通知する際は、高齢者及び養護者から、可能な限り面会制限について理解を得るようにすることが望ましいと考えられます。

面会制限の解除の判断は、高齢者に養護者との面会の意思があるか、高齢者の心身状態が客観的に安定しているか、養護者の高齢者への態度や生活状況が改善されてきたか等から、養護者と面会することによる危険性や弊害が、面会制限開始時点に照らして解消されたかどうかを総合的に検討して判断します。

面会制限の解除は、虐待対応ケース会議を開催し、高齢者と養護者が面会する際の要件や役割分担を検討し、高齢者の安全を第一に考え、当初は職員等の同席で時間を区切って行う等、段階的に面会方法に工夫をすることが必要です。また、保護場所を秘匿しておく必要がある場合には、施設とは別の場所で一時的な面会を行う等の工夫も考えられます。

面会を行った際には、高齢者と養護者の状態が安定しているかどうか等、モニタリング・評価を行い、次の面会が可能かどうか、面会制限の継続の必要性、面会制限の解除や措置の廃止が可能かどうか等を判断していきます。

#### **ア 養護者の面会要望に対する基本的な対応**

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、担当職員は高齢者の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、コアメンバー会議で面会の可否に関する判断を行います。なお、その際には、高齢者の安全を最優先することが必要です。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や区市町村職員が同席する等、状況に応じた対応が基本となります。

※高齢者虐待を行った養護者以外の者が面会を求めてきた場合の対応においても原則の考え方は同じです。

#### **イ 施設側の対応について**

高齢者虐待防止・養護者支援法では、養介護施設の長も面会を制限することができますが、その際には事前に区市町村と協議を行うことが必要です。

入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、区市町村職員に面会の要望について連絡し判断をあおぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けるようにします。最終的な責任を負う区市町村が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方で役割分担が適切と考えられます。

#### **ウ 契約入所や入院等の場合**

虐待を受けた高齢者が、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等の措置ではなく、契約による施設入所や医療機関に入院した場合には、高齢者虐待防止・養護者支援法では面会の制限に関する規定は定められていません。

しかし、養護者と面会することによって高齢者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、前述のとおり虐待対応の一環として、区市町村と施設長が十分に協議し、一定の基準に従って施設管理権による面会制限を行うことができます。養護者に対して高齢者が面会できる状況にないことを伝え、説得する等の方法で面会を制限することが必要となります。

※ 医療機関への入院の場合、施設への措置入所と異なり、基本的に面会制限の措置は行えません。このため、医療機関と相談し、ナースステーションに近い部屋にする、名札を表示しない等の対応を検討する必要があります。養護者が来院した場合は、区市町村虐待担当者あてに連絡をもらう、面会時にはカーテンを開ける等、事案に応じた対応について、病院に協力依頼します。

## エ 施設所在地と養護者の住所地が異なる場合

高齢者が入所している施設所在地と養護者等の住所地が異なる場合、基本的には高齢者の居所のある区市町村が対応することとし、関係する区市町村へ情報提供を行いながら連携して対応に当たることが必要です。

また、基本的には高齢者の居所のある区市町村が虐待対応を行います。高齢者の権利利益を護り円滑に虐待への対応を行うため、高齢者や養護者に関係する自治体間の協議により、適宜、役割分担を行うことは重要です。例えば、施設入所者への養護者による経済的虐待の場合において、介護保険の保険者である区市町村が成年後見制度の区市町村長申立てを行うことから、高齢者の居住実態（施設の所在地）のある区市町村と協議の上、保険者である区市町村が虐待対応を行うことにする事案等が考えられます。

## オ 施設入所者に対する家族等の虐待について

既に養介護施設等に入所している高齢者の親族等が、高齢者の年金等を使い込む、通帳を施設に渡さず必要な支払いが行われない等の場合は、「養護者による高齢者虐待」として扱います。施設の従事者は、早急に区市町村の虐待通報窓口に通報し、協力して虐待対応に当たります。

また、本人の判断能力が不十分で、高齢者が年金の振込口座を変更する等の対応ができない場合は、成年後見制度の申立てを検討します。

〔図表 5-15〕 措置等に基づく高齢者と養護者の面会制限に関する基本的な対応

措置等に基づく高齢者と養護者の面会制限に関する基本的な対応			
	養護者	市町村	入所施設等
説明等事項 高齢者への		高齢者への説明と告知 意思の確認	
養護者への説明等事項	<p>【養護者への説明と告知事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○面会制限の事実</li> <li>※高齢者虐待防止法第13条、施設管理権、本人の意思に基づく等</li> <li>○主担当部署名(担当者名)、連絡先</li> <li>○高齢者への面会方法、面会制限に関する注意等</li> <li>※主担当者は決めておくが、氏名は知らせないなど、状況に応じた対応も必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の保護(老人福祉法第11条第1項等)</li> <li>※高齢者虐待防止法第13条に基づく「面会制限」(老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号による措置)の場合は、高齢者及び養護者それぞれに対し、「弁明の機会の付与」の通知書を交付(行政手続法第30条)</li> <li>なお、「公益上、緊急に不利益処分をしなければならないため」、「弁明の機会の付与」の手續を執ることができないときは省略可(行政手続法第13条第2項第1号)</li> </ul>	<p>措置入所及び面会の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※養護者の面会に対する取り決め例</li> <li>○主担当者を經由しケース会議にて判断し、施設単独では判断しない</li> <li>○養護者に退去を求めても退去しなかったり、養護者が暴力を振るうような場合には、警察に通報する</li> </ul>
面会手続きの基本的な流れ	<p>高齢者との面会の要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が面会できる状態にないことを伝える。</li> <li>○養護者への支援の継続</li> <li>○面会日時、方法、場所、立会者などを連絡</li> </ul>	<p>①連絡</p> <p>②養護者と面会し、状況や要望を確認</p> <p>③生活状況や高齢者本人の意思を確認</p> <p>④養護者の状況、高齢者の状況の報告</p> <p>主担当者</p> <p>コアメンバー会議</p> <p>※養護者との面会の意思、高齢者の心身状態、養護者の態度や生活状況の改善状況から、面会による危険性や弊害の有無を総合的に判断</p> <p>面会が困難な場合</p> <p>面会が可能な場合</p> <p>面会日程、立会者等の調整</p> <p>主担当者、施設職員等が立会</p> <p>高年齢施設長</p> <p>面会の実施</p> <p>*面会を実施する毎に、高齢者と養護者の状態が安定しているか等モニタリングを実施し、面会制限の解除、措置の廃止が可能かどうか協議する</p>	<p>高年齢施設長</p> <p>高年齢施設長</p> <p>面会の実施</p>
直接入所施設に連絡が入った場合の対応	<p>高齢者との面会の要望</p>	<p>①直接入所施設へ連絡</p> <p>②主担当者への連絡を促す</p> <p>主担当者</p> <p>③電話の様子、養護者の状況を報告</p>	<p>入所施設</p> <p>入所施設</p>
強引な面会要求、攻撃的な態度への対応	<p>強引な面会の要望 攻撃的な態度</p>	<p>強引な要求、攻撃的な態度</p> <p>主担当者</p> <p>市町村</p> <p>養護者に退去を求めても退去しなかったり、養護者が暴力を振るうような場合には、警察に通報する</p>	<p>入所施設</p> <p>警察</p>

出典：厚生労働省老健局、市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月改訂版）、2025、p.77.